

9

性描写漫画の販売規制拡大 慎重運用求める付帯決議も

小嶋紀行
内政部

過激な性描写のある漫画やアニメの販売規制を目的とした東京都青少年健全育成条例改正案が、昨年12月15日の都議会本会議で民主、自民、公明各党の賛成多数により可決、成立した。漫画家や出版社から「創作活動を萎縮させる」との懸念が相次いだことを受け、条例の慎重な運用を求める付帯決議も行った。共産党と生活者ネットワーク・みらいは反対した。

刑罰に触れる性行為など対象に

新たに規制対象となるのは、強姦など刑罰法規に触れる性行為や、民法で婚姻が禁止されている近親者間での性行為を「不当に賛美・誇張した」漫画・アニメ。出版社や書店の業界に対し、「成人コーナー」に区分陳列するよう自主的な規制を求めた上で、描写の程度が著しく過激ながら自主規制の対象外になった漫画などは、知事が都青少年健全育成審議会からの答申を経て「不健全図書」に指定し、書店に対し18歳未満への販売を禁止する。

刑罰法規には、刑法、売春防止法、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法に加え、都青少年健全育成条例の淫行処罰規定も含む。出版社や書店による自主規制は4月1日に、不健全図書指定による販売禁止は7月1日に、それぞれ施行される。販売禁止に違反した場合は都が警告し、警告に従わず販売すると、30万円以下の罰金が科される。都は今後、出版社との意見交換や都民向けリーフレットを作成するなどして、改正案の周知を図る。

改正前の条例は、▽性的感情を刺激する▽残虐性を助長する▽自殺・犯罪を誘発する—内容の漫画などが販売規制の対象だった。都は「従来の規制基準に当てはまらない子どもを性的対象とした漫画などが書店の一般書棚で売られている」として、18歳未満のキャラクターとして規定した「非実在青少年」の性行為を肯定的に描いた漫画などを新たに規制対象とし、同条例改正案を昨年の2月議会（第一例会）に提出した（一定改正案）。

しかし、改正案に対しては、漫画家や出版社が「表現の自由を損なう恐れがある」と批判。都議会最大派の民主党や共産党は「改正内容には多くの課題がある」として慎重な議論を求め、2月議会では継続審議となった。

次の6月議会では、民主党などが非実在青少年などの規定を「あいまいだ」と批判し、改正案の撤回と修正後の再提出を要求。共産党も「恣意的に運用され、創作活動を萎縮させる」と主張した。一方、自民、公明両党は「子どもを取り巻く環境を早期に改善する必要がある」として、独自の修

改正青少年健全育成条例について（一定案との主な相違点）

項目	一定改正案	改正青少年健全育成条例
図書類関連		
自主規制 不健全図書指定 表示図書	<ul style="list-style-type: none"> 自主規制(7条) 「非実在青少年(18歳未満として表現されているもの)による性交又は性交類似行為(以下「性交等」と表記)を、みだりに性的対象として肯定的に描写したものの」 不健全図書指定(8条) (※表示図書(9条の2)も同基準) 上記7条に該当する性交等のうち、強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 区分陳列の対象の明確化 ・自主規制(7条) 「刑罰法規に触れる性交等」又は「婚姻を禁止されている近親者間における性交等」を不当に賛美・誇張するように描写した漫画等 不健全指定(8条) 上記7条に該当する性交等のうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交等を著しく不当に賛美・誇張するように描写した漫画等
青少年をみだりに性的対象とする図書類に関する都民等の責務	<ul style="list-style-type: none"> 青少年をみだりに性的対象とする図書類に関する都民等の責務(18条の6の2~4) 都・都民・事業者の責務として、7条の漫画と悪質なジュニアアイドル誌(「青少年性的視覚描写物」)の「まん延の抑止」 	<ul style="list-style-type: none"> 「まん延の抑止」に関する規定を削除
児童ポルノ・インターネット関連		
児童ポルノ	<ul style="list-style-type: none"> 「何人も、児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する」(18条の6の4) 	<ul style="list-style-type: none"> 「都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする」(18条の6の2)
携帯電話推奨	<ul style="list-style-type: none"> 都は、青少年の健全な育成に配慮していると認める携帯電話端末を推奨できる(5条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話端末と、携帯電話端末において利用可能な機能の双方を推奨可能とする(5条の2)
インターネットに関する事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発する」情報の閲覧を最小限に止めるよう努める事業者の責務(18条の7) 	<ul style="list-style-type: none"> フィルタリング開発・提供者は、インターネット利用による青少年の犯罪被害等が生じている実態を踏まえ、フィルタリングの性能及び利便性の向上に努める(18条の7)
インターネットに関する保護者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 都は、青少年がインターネットを利用して「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為をし、又は犯罪若しくは被害を誘発した」と認めるときは、保護者に対し、再発の防止に必要な指導・助言、説明・資料提出要求、必要な調査をすることができる(18条の8) 	<ul style="list-style-type: none"> 都は、青少年がインターネットを利用して違法な行為又は自己若しくは他人に有害な行為をした場合におけるその保護者に対し、再発防止に資する情報の提供やその他の支援を行う(18条の8) 「説明・資料提出要求」「調査」規定を削除

資料：東京都

正案を提出。しかし、民主党や共産党などが反対し、改正案と共に否決された。

12月議会に再提出された改正案は、民主党が批判した「非実在青少年」の文言を削除。年齢ではなく行為に着目し、改正案の規則に定める予定だった規定を条例に盛り込み、規制対象の明確化を図った。また、児童ポルノの単純所持の規制や、子どもを性的対象とした漫画の「まん延」抑止を定めた規定も修正または削除した。

アニメフェアへの参加拒否も

再提出案に対し、漫画家や出版社は「規制の対象を18歳未満に限定しておらず、前回の改正案よりも規制の範囲を拡大する内容となっている」と強く反発。ちばてつやさんら著名漫画家が記者会見を開き、「漫画やアニメの文化がしばんでしまう」と懸念を示した。

一方、民主党は「再提出案で問題点が改善された」と評価し、賛成に回った。しかし、漫画家や出版社の懸念を考慮し、民主、自民、公明3党は「芸術性や社会性、

学術性などの趣旨をくみ取り、慎重に運用すること」や、不健全図書の指定を答申する都青少年健全育成審議会について「検討時間の確保など適正な運用に努めること」を定めた付帯決議を加えた。共産党や生活者ネットワーク・みらいは「恣意的な判断による規制を拡大するものだ。規制を行政の手に委ねるべきではない」と反対した。

出版社10社は改正案に抗議し、石原慎太郎知事が実行委員長を務める3月のアニメ産業の見本市「東京国際アニメフェア」への参加を拒否する意向を表明。しかし、石原知事は「規制は当たり前。ずっと来なくていい」と一歩も引かない構えで、対立解消への糸口は見えていない。アニメフェアの事務局を務める日本動画協会は「このままの状況では実質的に実行不可能な事態になる」と憂慮する声明を発表している。

公務員読本

ISHIKAWA, Yoshiro
石川善朗 [著]

古今東西、およそ「組織」に属する人であれば、部下と上司の関係は悩ましいもの。

慕われる上司、嫌われる上司、部下のやる気を引き出す上司、有能な部下、言うことを聞かない部下……

著者のキャリアを通じて得たユニークな見解、また失敗から得た教訓など「部下、上司」立場を問わず有用なアドバイスが満載!

●四六判・240頁●定価 1575円

時事通信社 時事通信出版局 <http://book.jiji.com/>